

# 県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い（1/2）

「感染症対応の目安」におけるステージ：特別警戒（赤）（令和4年2月10日時点）

2月12日からのお願い（3月6日まで）

## ○県民の皆さまへ

- (1) **不織布マスクの正しい着用、3密の回避、十分な換気対策、こまめな手指消毒をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底してください。**
- (2) **家庭内での感染事例が多く報告されています。部屋の換気、共有部分の消毒、タオルや食器の共用を避けるなど、家庭での感染防止対策の徹底をお願いします。特に高齢者のいる家庭では、家庭内においてもマスクの着用をお願いします。**
- (3) 接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。
- (4) 感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。
- (5) **症状のある方は、検査協力医療機関での受診をお願いします（行政検査として無料）。**  
また、**無症状でもご不安のある方は、県が設置する検査会場や薬局等で無料検査を受けることができます。**

## ○事業者の皆さまへ

- (1) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策（特に、従業員のマスク着用）を徹底していただくようお願いします。
- (2) 室内の十分な換気、こまめな手指消毒、共有部分の消毒など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- (3) **在宅勤務（テレワーク）や休暇取得の促進等**により、**出勤者数削減の取組を推進**していただくようお願いします。
- (4) **時差出勤等、人との接触機会を低減する取組を推進**していただくようお願いします。

## 1 会食について

- (1) 同一グループの同一テーブルでの会食は**4人以下**（※1、2）とし、時間は、**2時間以内**にしてくださいようお願いします。  
**飲食店での会食**にあたっては、できる限り「**高知家あんしん会食推進の店**」の認証店を利用してくださいようお願いします。  
※1 **同居の家族のみの会食であっても同一テーブルの会食は4人以下**としてください。  
※2 認証店では、利用者に対する全員の陰性が確認された場合は、「5人以上の会食」も可能(注)とします。
- (2) 会話が主となる時間帯には、できる限りマスクの着用を励行するなど、飛沫感染の防止に努めてください。
- (3) 特に、飲酒の場などでの「献杯・返杯」や「大声での会話」、「マスクを外してのカラオケ」など、感染リスクの高い行動は、控えるようお願いします。

(注) 全員の陰性確認により、制限の緩和を希望する認証店は、県への届出が必要です。

# 県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い（2 / 2）

「感染症対応の目安」におけるステージ：特別警戒（赤）（令和4年2月10日時点）

2月12日からのお願い（3月6日まで）

## 2 外出について

（1）外出の際には、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

（2）**混雑した場所、換気の悪い場所や感染対策が十分でない施設など感染リスクが高い場所への外出は極力控えてください。**

## 3 他県との往来について

（1）**不要不急の都道府県間の移動は、極力控えてください。** ※検査で陰性が確認された場合は除く

（2）他県へ移動する際は、会食時の対応を含め移動先の都道府県知事が出している要請やメッセージに沿って行動してください。

（3）そうした対応が難しい場合には、旅行などでの移動は、慎重に検討してください。

（4）発熱などの症状がある方や体調の悪い方は、他県との往来を控えてください。

## 4 イベント等について

開催にあたっては、以下の点に注意したうえで、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。

① **参加人数5,000人超**のイベント開催については、県へイベント開催の2週間前までに「**感染防止安全計画**」を提出してください。

「感染防止安全計画」を策定し、**県による確認を受けたイベント**については、人数上限は**20,000人**(注)、かつ収容率の上限を100%とします。

※「大声なし」が前提（注）全員の陰性が確認された場合は、人数上限は収容定員までとします。

② ①**以外のイベントの人数上限は、5,000人**、かつ収容率の上限を「大声なし」は、100%、「大声あり（注）」は、50%とし、人数上限と収容率でどちらか小さいほうを限度とします。

感染防止策等を記載した「チェックリスト」を作成して、ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください（県への提出は不要です）。

**5 県立施設等について** 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底したうえで、通常どおり開館しています。

## 6 県立学校について

（1）**ICTを活用した学習活動**

濃厚接触者となり登校できない生徒等について、ICT端末を活用して学習活動の継続ができる取組を推進します。

（例：授業やホームルームへの参加、課題の送付など）

（2）部活動は、**土日等は原則禁止し、平日も週3日以内で1日あたり2時間までに制限**します。

また、県内外における練習試合等は禁止します。（いずれも1/31から対応中）

（3）補習は、**土日等の一斉補習を中止又はオンラインで実施**します。

（注）大声を「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとします。